平成２５年（フ）第５６号
仙台市宮城野区岩切字今市55番地の２
破産者　有限会社東日本サービス
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
仙台市若林区大和町３丁目５番８号
破産者　株式会社エム企画
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
栃木県真岡市長田600番地
破産者　有限会社大和園
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５３号
栃木県真岡市長田599番地
破産者　田上　甲子（旧姓村上）
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７４号
栃木県鹿沼市千渡1605番地259　アップルガーデンＢ―206、前住所栃木県鹿沼市松原４丁目248番地
破産者　平石　啓二
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８３号
栃木県宇都宮市下栗町635番地３
破産者　阿久津文雄
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５０号
兵庫県三木市別所町花尻633番地
破産者　株式会社平野工業
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５９号
横浜市緑区竹山４丁目２番地　竹山団地4203棟312号、商業登記簿上の本店所在地横浜市緑区竹山４丁目３番地３竹山団地4305棟521号
破産者　有限会社丸和産業
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４６９号
横浜市緑区十日市場町850番地９
破産者　有限会社横浜オートプラザ
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７０号
東京都足立区鹿浜４丁目１番１号
破産者　有限会社ビーエムエス
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１４号
川崎市川崎区小田４丁目29番５号
破産者　有限会社ケン・パワーセラミック
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１５号
東京都港区海岸３丁目３番12―510号
破産者　小野寺裕之
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６８号
神奈川県小田原市扇町３丁目13番19号
破産者　株式会社ヨコハマ景山
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２５号
千葉県館山市北条1507番地の１　ロカティＡ号
破産者　本間　賢吾
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１１８号
千葉県富里市大和741番地11
破産者　三浦　哲男
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９４号
千葉県佐倉市江原台１丁目６番地17
破産者　高瀬　佳幸
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１０３号
千葉県佐倉市ユーカリが丘１丁目２番13号
破産者　谷本　晴美
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６７号
川崎市幸区小倉1603番地１コートＲｕｒｉＫｙｏｕ101号
破産者　有限会社中村美建工業
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３号
新潟県燕市井土巻５丁目198番地　ロベリアＣ201号、前住所新潟県南魚沼市六日町425番地１
破産者　阿部　　仁
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１７号
新潟県三条市荻堀1128番地７
破産者　小崎　和徳
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部